

資料 2

山梨県立あゆみの家設置及び管理条例施行規則

平成 18 年山梨県規則第五十三号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、山梨県立あゆみの家設置及び管理条例(平成 18 年山梨県条例第 51 号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(主として夜間において供与する便宜)

第 2 条 条例第 3 条第 3 号の規則で定める便宜は、次に掲げるとおりとする。

- 一 居室その他の設備を利用させること。
- 二 入浴、排せつ又は食事の介護
- 三 家事等の日常生活能力を向上させるための支援
- 四 その他必要な支援

(指定管理者の指定の申請)

第 3 条 条例第 6 条第 1 項の規定による山梨県立あゆみの家(以下「あゆみの家」という。)の指定管理者の指定の申請は、指定管理者指定申請書(別記様式)に、次に掲げる書類を添付して提出することにより行わなければならない。

- 一 事業計画書
- 二 収支計画書
- 三 実施体制を記載した書類
- 四 団体の概要を記載した書類
- 五 定款又はこれに準ずるもの
- 六 法人の登記事項証明書
- 七 知事が指定する事業年度の貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動収支計算書又はこれらに準ずるもの
- 八 前各号に掲げるもののほか、条例第 6 条第 2 項各号に掲げる基準による指定管理者の選定のため知事が必要と認める書類

(定員)

第 4 条 あゆみの家における次の表の上欄に掲げる利用区分ごとの定員は、それぞれ同表の下欄に定めるとおりとする。

利用区分	定員
一 条例第3条第1号の短期入所を行う事業	2人
二 条例第3条第2号の自立訓練を行う事業	22人
三 条例第3条第3号の主として夜間において、入浴、排せつ又は食事の介護その他の便宜を供与する事業	20人

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、条例の施行の日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 条例附則第2項の規定により条例の施行の日前にあゆみの家の管理に関し地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定がされる場合における当該指定の申請書については、第3条及び別記様式の規定の例による。

附 則(平成18年規則第69号)抄

(施行期日等)

- 1 この規則は、平成19年1月1日から施行する。

附 則(平成19年規則第22号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日前の利用に係る利用料金であって次に掲げるものの減額については、なお従前の例による。
- 5 山梨県立あゆみの家設置及び管理条例(平成18年山梨県条例第51号)第7条第1項に規定する利用料金

別記様式(第3条関係) 略